

○よくある質問（地籍調査Q & A）

Q1. 地籍調査は、土地所有者に費用がかかるの？

A1. 榛東村が実施主体となって調査を行います。土地所有者の方の費用の負担はありません。

Q2. 立会いには行かなければいけないの？

A2. 土地の境界の確定は、土地所有者同士で決定していただきます。立会いには必ずお越しいただくようお願いします。

Q3. 都合が悪くどうしても立会いに行けない場合はどうすればいいの？

A3. どうしても立会いに行けない場合には、代理人の方に立会いをしていただくようお願いします。（注：代理による場合は、委任状の提出をお願いします。）

Q4. 土地所有者がすでに死亡している場合はどうすればいいの？

A4. 相続人（法定相続人）の方の立会いをお願いします。

Q5. 土地の境界がわからないので、村で境界を確定してもらえないの？

A5. 個人所有の土地を村が境界を確定することはできません。土地の境界の確定は、土地所有者同士で決定していただきます。

Q6. 地籍調査で土地の名義を変更してもらえるの？

A6. 地籍調査で名義を変えることはできません。

Q7. 地籍調査で合筆や分筆ができるの？

A7. 分合筆の条件を満たしていて、処理をするのが相当である場合は、希望により分合筆ができます。

Q8. 閲覧には行かなければいけないの？

A8. 閲覧は、地籍調査の結果に誤りがないかを確認していただく重要なものですのでお越しいただきますようお願いします。

Q9. 登記簿の面積と調査後の面積が変わってしまった場合、調整してもらえるの？

A9. 地籍調査では、土地所有者同士で決定した境界に基づいて測量を行います。その結果が登記簿面積と異なっても面積の調整は行いません。

Q10. 調査の結果として面積が少なくなった場合、固定資産税は返還されるの？

A10. 調査後（登記完了後）から正しい面積で課税します。

面積が少なくなった場合、固定資産税は遡って返還されることは原則としてありません。また、面積が増えた場合も同様に遡って税を徴収することは原則としてありません。

Q11. 地籍調査の結果として筆界未定となった場合、筆界未定を解消するにはどうすればよいの？

A11. 筆界未定として登記された土地は、土地所有者の費用によって地図訂正（境界確定・測量）の登記申請を実施していただくことになります。

Q12. 災害復旧が容易にできるというのは、どのような方法？

A12. 調査後に土地の座標データが村に保管されます。そして、そのデータをもとに境界点を復元することができます。

Q13. 地籍調査は、何年か後にもう一度調査をするの？

A13. 地籍調査は、同一の地域に対して一度限りの実施となります。同一の地域を改めて調査を行うことはありません。